

# 「要介護1～5」の方が利用できる在宅サービス

## ■ 自宅で利用するサービス

### ● 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・食事・排せつの介助などの「身体介護」、調理・洗濯・掃除・ごみ出しなどの「生活援助」を行います。通院等の際に、ホームヘルパーが運転する車に乗り、乗車前、乗車後の屋内外での移動・準備等の介助を受ける「通院等乗降介助」もあります。



「生活援助」等については自力や家族等で行うことが難しいかどうかなどを個別に判断します。

#### 介護報酬の単位数（一例）

身体介護中心	
20分未満	167単位
20分以上30分未満	250単位
30分以上1時間未満	396単位
1時間以上	579単位
+30分増す毎に84単位加算	
※夜間・早朝加算→25%加算、 深夜加算→50%加算	
※初回加算→200単位/月	
※緊急時訪問介護加算→100単位/回	
※2人の訪問介護員による場合→100%加算	

生活援助中心	
20分以上45分未満	183単位
45分以上	225単位

通院等のための乗車・降車の介助	
(片道につき99単位/回)	
※交通運賃が別に必要です。	
※夜間・早朝加算→25%加算、 深夜加算→50%加算	



次のような行為は、介護保険サービスの対象範囲に含まれません。

- 商品の販売や農作業などの生業の援助的な行為
- 主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為（例：利用者以外の方にかかる洗濯・調理・買い物など、主として利用者を使用する居室など以外の掃除、来客の応接など）
- ホームヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為（例：草むしり、花木の水やり、ペットの世話など）
- 日常的に行われる家事の範囲を超える行為（例：家具・電気器具などの移動・修繕・模様替え、大掃除、床のワックスがけなど）



### ● 夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、排せつの介助や日常生活上の世話をを行います。

### ● 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問して、入浴の介助などを行います。

#### 介護報酬の単位数（一例）

1回につき1,260単位  
 ※全身入浴が困難で、清拭または部分浴を実施した場合  
 →所定単位数の90/100

P.4  
介護保険のしくみ

P.6  
加入者と保険証

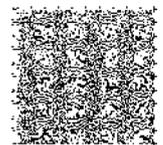
P.8  
保険料のしくみ

P.13  
介護保険によるサービスの利用

P.41  
介護保険外のサービス

P.42  
介護保険サービスの利用にあたって

P.43  
相談窓口



P4

介護保険の  
しくみ

P6

加入者と  
保険証

P8

保険料の  
しくみ

P13

介護保険による  
サービスの利用

P41

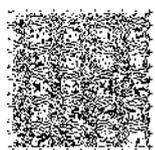
介護保険外の  
サービス

P42

介護保険サービスの  
利用にあたって

P43

相談窓口



## ● 訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、病状の観察やねたきり、床ずれ予防のためのケアなどを行います。



### 介護報酬の単位数（一例）

#### 指定訪問看護ステーションの場合

20分未満	313	単位
30分未満	470	単位
30分以上1時間未満	821	単位
1時間以上1時間30分未満	1,125	単位

※夜間・早朝加算→25%加算、深夜加算→50%加算

#### 病院または診療所の場合

20分未満	265	単位
30分未満	398	単位
30分以上1時間未満	573	単位
1時間以上1時間30分未満	842	単位

※緊急時訪問看護加算→574単位または315単位/月

## ● 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士または言語聴覚士が自宅を訪問し、機能回復訓練などを行います。



### 介護報酬の単位数（一例）

1回（20分以上）につき307単位

※短期集中リハビリテーション実施加算→200単位/日

退院・退所日または認定日から3か月以内で1週につきおおむね2日以上実施

## ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、一日複数回の定期訪問と緊急時などの随時対応を、訪問介護の事業者と訪問看護の事業者が密接に連携しながら提供するサービスです。

### ■定期巡回のサービスの内容

おむつ交換、排せつ介助、体位変換、じょくそうの処置、水分補給など

### ■随時対応のサービスの内容

事業所は24時間対応のオペレーターを配置し、利用者にはコール端末を貸与して、随時オペレーターに連絡できるようにします。オペレーターは、利用者の基本情報、緊急時の対応方法、過去の経緯等を確認しながら、コール内容を総合的かつ的確に判断し、必要に応じてヘルパーの訪問要請や看護師等へ対応の相談をおこないます。

### 介護報酬の単位数（一例）

#### 一体型事業所の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問看護あり	8,312 単位	12,985 単位	19,821 単位	24,434 単位	29,601 単位
訪問看護なし	5,697 単位	10,168 単位	16,883 単位	21,357 単位	25,829 単位

※負担料金は月額で定額となります。

※総合マネジメント体制強化加算→1,000単位/月

## ● 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



### 介護報酬の単位数（一例）

#### 医師が行う場合

同一建物居住者以外——514単位 ※月2回限り

#### 医療機関の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外——565単位 ※月2回限り

#### 薬局の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外——517単位 ※月4回限り（注）

（注）ただし、がん末期の患者等は、薬局の薬剤師が行う場合、1週間に2回かつ、1か月に8回が限度です。

## ■ 施設に通って利用するサービス

### ● 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

#### 介護報酬の単位数（一例）

##### 通常規模型の場合

主な所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	567 単位	670 単位	773 単位	876 単位	979 単位
6 時間以上 7 時間未満	581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1,003 単位
7 時間以上 8 時間未満	655 単位	773 単位	896 単位	1,018 単位	1,142 単位

※所要時間 9時間以上10時間未満→50単位加算 11時間以上12時間未満→150単位加算 13時間以上14時間未満→250単位加算  
 ※入浴介助加算→40単位または55単位/日 ※個別機能訓練加算(I)→56単位または85単位/日

### ● 地域密着型通所介護

利用定員18名以下の小規模なデイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

#### 介護報酬の単位数（一例）

主な所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	655 単位	773 単位	893 単位	1,010 単位	1,130 単位
6 時間以上 7 時間未満	676 単位	798 単位	922 単位	1,045 単位	1,168 単位
7 時間以上 8 時間未満	750 単位	887 単位	1,028 単位	1,168 単位	1,308 単位

※所要時間 9時間以上10時間未満→50単位加算 11時間以上12時間未満→150単位加算 13時間以上14時間未満→250単位加算  
 ※入浴介助加算→40単位または55単位/日 ※個別機能訓練加算(I)→56単位または85単位/日  
 ※療養通所介護については、12,691 単位/月

### ● 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、小規模で家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

#### 介護報酬の単位数（一例）

##### 併設型の場合（特別養護老人ホームなどに併設されている施設）

主な所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	490 単位	540 単位	588 単位	638 単位	687 単位
4 時間以上 5 時間未満	514 単位	565 単位	617 単位	668 単位	719 単位
5 時間以上 6 時間未満	769 単位	852 単位	934 単位	1,014 単位	1,097 単位
6 時間以上 7 時間未満	788 単位	874 単位	958 単位	1,040 単位	1,125 単位
7 時間以上 8 時間未満	892 単位	987 単位	1,084 単位	1,181 単位	1,276 単位
8 時間以上 9 時間未満	920 単位	1,018 単位	1,118 単位	1,219 単位	1,318 単位

※所要時間 9時間以上10時間未満→50単位加算 11時間以上12時間未満→150単位加算 13時間以上14時間未満→250単位加算  
 ※入浴介助加算→40単位または55単位/日 ※個別機能訓練加算(I)→27単位/日

P.4  
介護保険の  
しくみ

P.6  
加入者と  
保険証

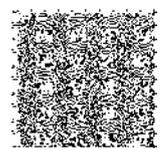
P.8  
保険料の  
しくみ

P.13  
介護保険による  
サービスの利用

P.41  
介護保険外の  
サービス

P.42  
介護保険サービス  
の利用にあたって

P.43  
相談窓口



## ● 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士による機能回復訓練などを受けます。

### 介護報酬の単位数(一例)

通常規模の病院または診療所の場合

主な所要時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上3時間未満	380単位	436単位	494単位	551単位	608単位
3時間以上4時間未満	483単位	561単位	638単位	738単位	836単位
4時間以上5時間未満	549単位	637単位	725単位	838単位	950単位
5時間以上6時間未満	618単位	733単位	846単位	980単位	1,112単位
6時間以上7時間未満	710単位	844単位	974単位	1,129単位	1,281単位
7時間以上8時間未満	757単位	897単位	1,039単位	1,206単位	1,369単位

※所要時間 8時間以上9時間未満→50単位加算 10時間以上11時間未満→150単位加算 12時間以上13時間未満→250単位加算

※短期集中個別リハビリテーション実施加算

→110単位/日(退院・退所日または認定日から3か月以内で1週につきおおむね2日以上実施)

## ■ 短期間施設に入所して利用するサービス

### ● 短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、介護や日常生活の世話を受けます。

#### 介護報酬の単位数(一例)

併設型の相部屋(多床室)の場合  
(特別養護老人ホームなどに併設されている施設)

1日につき			
要介護1	596単位	要介護2	665単位
要介護3	737単位	要介護4	806単位
要介護5	874単位		

※送迎加算(片道につき)→184単位

※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

※個別機能訓練加算→56単位

### ● 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、介護や必要な機能訓練を受けます。

#### 介護報酬の単位数(一例)

介護老人保健施設の相部屋(多床室)[従来型]の場合

1日につき			
要介護1	827単位	要介護2	876単位
要介護3	939単位	要介護4	991単位
要介護5	1,045単位		

※送迎加算(片道につき)→184単位

※個別リハビリテーション実施加算→240単位/日

※難病や末期がんの要介護者の日帰りでの利用

3時間以上4時間未満 650単位

4時間以上6時間未満 908単位

6時間以上8時間未満 1,269単位

※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

## ■ 生活環境を整えるサービス

### ● 福祉用具貸与

福祉用具の貸出しを行います。(車いす、特殊寝台、床ずれ予防用具、体位変換器、歩行器、移動用リフトなどのレンタル)

#### 介護報酬の単位数(一例)

実際にかかった費用

※品目、レンタル事業者により異なります。

※一定の例外となる方を除き、要介護度1の方は車いす(付属品を含む)、特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは対象外となり、また要介護1~3の方は自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)は対象外となります。



### ● 特定福祉用具販売

自立支援のための特定福祉用具を購入する費用の一部を支払います。

(腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分)

※都道府県知事(政令市、中核市は当該市長)が指定した販売事業者からの購入に限ります。

#### サービス費用と利用者負担

1年(4月~翌年3月)あたり、購入費用上限10万円の9割(または8・7割)を支給します。

※いったんは、全額を負担していただきます。



P4

介護保険の  
しくみ

P6

加入者と  
保険証

P8

保険料の  
しくみ

P13

介護保険による  
サービスの利用

P41

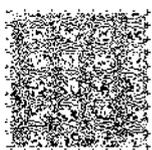
介護保険外の  
サービス

P42

介護保険サービス  
の利用にあたって

P43

相談窓口



## ● 住宅改修

自宅の手すりの取付けや段差解消などの工事費用の一部を支払います。  
 ※**着工前**にお住まいの区役所・北須磨支所介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）への「事前申請」が必要です。  
 なお、神戸市独自の助成・貸付制度もあります。（P41 参照）

### サービス費用と利用者負担

同一被保険者、同一住所地で、改修費用上限20万円の9割（または8・7割）を支給します。  
 ※いったんは全額を負担していただくことが原則ですが、一定の条件を満たせば、はじめから費用の1割（または2・3割）の支払いで済む方法もあります。

#### 介護保険の対象となる住宅改修の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## ■ その他のサービス

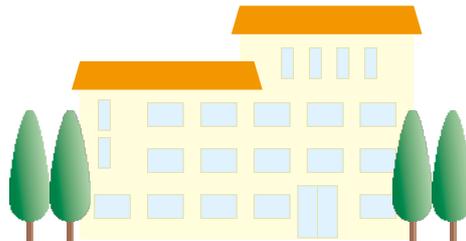
### ● 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム・介護型ケアハウスなど）

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している方に、施設が介護や日常生活上の世話などを提供する介護サービスです。

#### 介護報酬の単位数（一例）

1日につき			
要介護1	538 単位	要介護2	604 単位
要介護3	674 単位	要介護4	738 単位
要介護5	807 単位		

※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。  
 ※認知症専門ケア加算→3または4単位



### ● 小規模多機能型居宅介護

身近な地域にある小規模な施設で、「通い」のサービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを提供します。

#### 介護報酬の単位数（一例）（同一建物に居住する方以外）

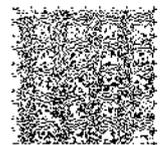
1月につき			
要介護1	10,423 単位	要介護2	15,318 単位
要介護3	22,283 単位	要介護4	24,593 単位
要介護5	27,117 単位		

※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位/日  
 ※認知症加算→800単位または500単位/月  
 ※訪問体制強化加算・1,000単位/月  
 ※総合マネジメント体制強化加算・1,000単位/月  
 ※食費、「泊まり」の場合の宿泊費等は別途必要です。  
 ※小規模多機能型居宅介護を利用する間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外のサービスは併用できません。くわしくは、担当のケアマネジャーに相談して下さい。



### ● 看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の一体的なサービスを提供します。



P.4  
介護保険のしくみ

P.6  
加入者と保険証

P.8  
保険料のしくみ

P.13  
介護保険によるサービスの利用

P.41  
介護保険外のサービス

P.42  
介護保険サービスの利用にあたって

P.43  
相談窓口

P4

介護保険の  
しくみ

P6

加入者と  
保険証

P8

保険料の  
しくみ

P13

介護保険による  
サービスの利用

P41

介護保険外の  
サービス

P42

介護保険サービスの  
利用にあたって

P43

相談窓口

## ● 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者を対象に、共同生活を通じて、日常生活の世話や機能訓練を行います。

### 介護報酬の単位数(一例)

	1日につき(2ユニット)	
		短期利用(30日以内)の場合
要介護1	752単位	780単位
要介護2	787単位	816単位
要介護3	811単位	840単位
要介護4	827単位	857単位
要介護5	844単位	873単位

※初期加算(入居日から起算して30日以内)→30単位/日  
※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。

## ● 居宅介護支援 (ケアプランの作成)

ケアマネジャーが、本人や家族の希望を尊重して、適切な介護サービスの利用計画を立てます。



### 介護報酬の単位数(一例)

要介護度及び担当件数により  
313単位～1,398単位

※自己負担はありません。

※「月に1回以上の利用者宅訪問」など  
一定の要件を満たさない場合→50%減額

## ■ 神戸市独自のサービス

### ● ミドルステイサービス

主たる介護者が入院等により介護ができない場合、退院までで最長3か月まで(介護者が入院以外の社会的理由は、7日間以内)短期入所により必要な介護を受けます。

#### サービス費用と利用者負担

短期入所生活介護(ショートステイ)と同じ

### ● 緊急ショートステイサービス

主たる介護者の死亡などにより、介護保険施設入所相談センター(※)が緊急に施設入所を必要と判断したが、当面施設に空きが無い等の場合に、施設に入所できるまでの間、短期入所を継続して必要な介護を受けます。

#### 介護報酬の単位数(一例)

短期入所生活介護(ショートステイ)と同じ

※神戸市介護保険施設入所相談センター(ケアマネジャーからの相談に応じる機関)

ケアマネジャーからの依頼にもとづき、緊急に介護保険施設への入所が必要と判断した場合、受け入れ施設の紹介等を行っています。

### ● 緊急一時保護サービス

養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、原則7日間まで、短期入所により必要な介護を受けます。

#### 介護報酬の単位数(一例)

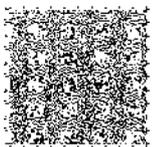
短期入所生活介護(ショートステイ)と同じ

### ● 災害時ショートステイサービス

震災、風水害、火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活ができない場合に、7日間まで短期入所により必要な介護を受けます。

#### 介護報酬の単位数(一例)

短期入所生活介護(ショートステイ)と同じ



# 「要介護1～5」の方が利用できる施設サービス

## 生活介護が中心の施設

### ● 介護老人福祉施設 / 特別養護老人ホーム

常に介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者を対象として、日常生活の世話や機能訓練を行う施設です。



#### 介護報酬の単位数 (一例)

##### 相部屋 (多床室) [従来型] の場合

1日につき			
要介護1	573単位	要介護2	641単位
要介護3	712単位	要介護4	780単位
要介護5	847単位		

##### ユニット型個室の場合

1日につき			
要介護1	652単位	要介護2	720単位
要介護3	793単位	要介護4	862単位
要介護5	929単位		

#### 特別養護老人ホームの入所指針

特別養護老人ホームの入所については、申込み順ではなく要介護度や介護者の有無、認知症の程度や在宅サービスの利用率などを勘案して、施設入所の必要性の高い方から入所することができるよう、神戸市老人福祉施設連盟と神戸市が共同で入所申込にあたっての指針を策定しています。施設への申込みは、ケアマネジャーを通して申し込みいただきます。

※平成27年4月以降、特別養護老人ホームへの新たな入所は原則として要介護3～5の方に限定されました。(要介護1・2の方は、やむを得ない事情があれば、特例的に入所が認められる場合があります。)

※初期加算 (入所日から起算して30日以内) → 30単位 / 日

## 介護やリハビリテーションが中心の施設

### ● 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者を対象として、家庭に戻れるように看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを行う施設です。



#### 介護報酬の単位数 (一例)

##### 相部屋 (多床室) [従来型] の場合

1日につき			
要介護1	788単位	要介護2	836単位
要介護3	898単位	要介護4	949単位
要介護5	1,003単位		

※初期加算 (入所日から起算して30日以内) → 30単位 / 日

## 介護や医療が中心の施設

### ● 介護医療院

病状が安定期にある要介護者を対象として、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護などを行う施設です。

#### 介護報酬の単位数 (一例)

##### 相部屋 (多床室) の場合

1日につき			
要介護1	825単位	要介護2	934単位
要介護3	1,171単位	要介護4	1,271単位
要介護5	1,362単位		

※初期加算 (入所日から起算して30日以内) → 30単位 / 日

#### 介護療養型医療施設 (療養病床)\*

病状が安定期にある長期療養患者を対象として、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護などを行う施設です。

#### 介護報酬の単位数 (一例)

##### 相部屋 (多床室) の場合

1日につき			
要介護1	686単位	要介護2	781単位
要介護3	982単位	要介護4	1,070単位
要介護5	1,146単位		

\*介護療養型医療施設は令和5年度末までの経過措置

P4

介護保険の  
しくみ

P6

加入者と  
保険証

P8

保険料の  
しくみ

P13

介護保険による  
サービスの利用

P41

介護保険外の  
サービス

P42

介護保険サービス  
の利用にあたって

P43

相談窓口

